

# 大垣市推奨観光土産品認定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大垣観光協会が大垣らしく優れた観光土産品を大垣市推奨観光土産品として認定し、一体的にPRすることなどにより、「水の都大垣」や「奥の細道むすびの地大垣」のイメージ向上とともに、観光土産品の発掘、育成、品質向上を推進し、観光交流産業の振興を目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、観光土産品とは、食料品、工芸品及び民芸品で第12条の要件を具備している物をいう。

## (申請者の資格)

第3条 観光土産品の推奨の申請をすることができる者は、大垣観光協会又は大垣商工会議所の会員であつて、観光土産品の製造販売を行っている者とする。ただし、会員以外で推奨を受けようとする者については、大垣観光協会に加入する旨を付して推奨の申請をすることができる。

## (推奨の申請)

第4条 観光土産品の推奨の申請をしようとする者は、大垣市推奨観光土産品審査申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）に審査手数料3,000円を添えて、大垣観光協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、2品以上の審査を受ける場合は、1品増すごとに2,000円増とする。

2 前項の規定にかかわらず、すでに推奨を受けた土産品で新たに推奨を受けようとする者に係る手数料は2,000円とする。

3 前1項の申請書には、審査のための現品（1品ごとに別記第2号様式による説明書を添付）及び外装の見本等参考資料を添えるものとする。

## (観光土産品の推奨)

第5条 会長は、観光土産品の推奨をしようとするときは、第10条に規定する審査会で合格した観光土産品について推奨するものとする。

2 前号の推奨を受けた観光土産品の中で、特に大垣市を代表する、優良な商品と認められる商品については、別に顕彰することができるものとする。

## (認定通知書の交付)

第6条 会長は、前条の規定により推奨を決定したときは、大垣市推奨観光土産品認定通知書（以下「認定通知書」という。）（別記第3号様式）を交付する。

2 認定通知書の有効期間は、認定通知書を交付した日の属する年度を含め3年とする。なお、追加して認定通知書を交付されたものについては、前出の年度を有効期間とする。

3 3年ごとに認定更新を行うため、前項の期間満了後も引き続き推奨を受けようとする者は、第7条による申請書等必要書類を提出し、認定通知書の交付を受けなければならない。

(更新申請)

第7条 前条3項の推薦状の交付を受けるには、大垣市推奨観光土産品認定商品更新申請書(第4号様式)及び更新を受ける認定商品及び更新事項申請手数料(第5号様式)、1品ごとに更新申請手数料1,000円を添えて、提出し、推奨状の交付を受けなければならない。

なお、登録時から認定商品の価格、原材料、内容量ほか商品内容が変更された場合は、変更事項申請書(第6号様式)を提出し、確認のための現品及び外装の見本等参考資料を添えるものとする。

(証票証紙の貼付)

第8条 観光土産品の推奨を受けた者は、当該観光土産品に全て会長の指定する証票証紙を添付するものとする。

(証票証紙の交付)

第9条 前条に規定する証票証紙は有償で交付するものとする。ただし、観光土産品として認定した当初に限り、大小各1,000枚を無償で交付する。

(認定証の交付)

第10条 会長は、観光土産品として認定通知書の交付を受けた工場、店舗に対し第6条第2項に規定する有効期間に限り「大垣市推奨観光土産品認定証」(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、これを工場、店舗その他観光客に見易い場所に掲示しなければならない。

3 認定証の交付を受けた者は、認定通知書の有効期間を経過したとき及び第13条の規定により推奨を取消されたときは、当該認定証を会長に返還しなければならない。

(審議依頼)

第11条 会長は、申請について調査のうえ当該申請が適正であると認めるときは、大垣市推奨観光土産品選考委員会(以下「選考委員会」という。)に、当該申請に係る製品等に対する大垣市推奨観光土産品の認定の妥当性について、審議を依頼する。

(審議)

第12条 選考委員会は、依頼を受けた申請に係る製品等について、大垣市推奨観光土産品の認定の妥当性を審議する。

2 前項の審議は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 第12条に規定する認定基準に対する適合性
- (2) 大垣市推奨観光土産品としての総合的妥当性

(認定の基準)

第13条 観光土産品の審査は、工芸品、民芸品、食料品に区分して次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 郷土色が豊かであること。
- (2) 品質が優れていること。
- (3) 価格が適正であること。
- (4) 意匠、包装が優れていること。
- (5) ある程度の保存ができること。
- (6) 表示と内容が一致していること。
- (7) その他会長が必要と認める事項。

2 食料品については、前項のほか食品衛生法（昭和22年法律第238号）に定める基準に合格していなければならない。

3 推奨土産品の認定を受けたものの中で、特に大垣市を代表する、優良な商品と認められる商品として別に顕彰する場合の基準は別に定める。

(推奨土産品の取消し)

第14条 会長は、推奨を受けた観光土産品が次の各号に該当する場合は、選考委員会の意見を聞き推奨を取消することができる。

- (1) 信用失墜等の行為があったとき。
- (2) 前条の要件を欠くに至ったとき。

2 会長は、推奨を受けた者が次の各号に該当する場合は、推奨を取消することができる。

- (1) 証票証紙を推奨観光土産品以外の土産品にしようしたとき。
- (2) 観光土産品の製造又は販売を中止したとき。
- (3) この規定に違反したとき。
- (4) 大垣観光協会又は大垣商工会議所の会員でなくなったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。